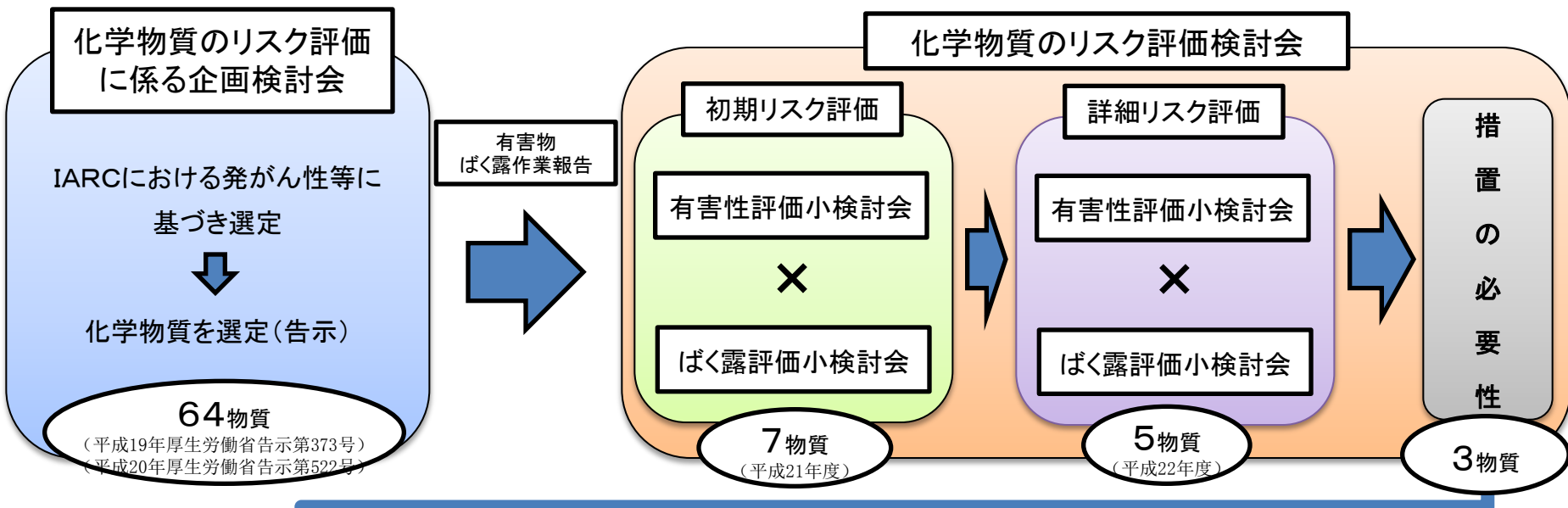
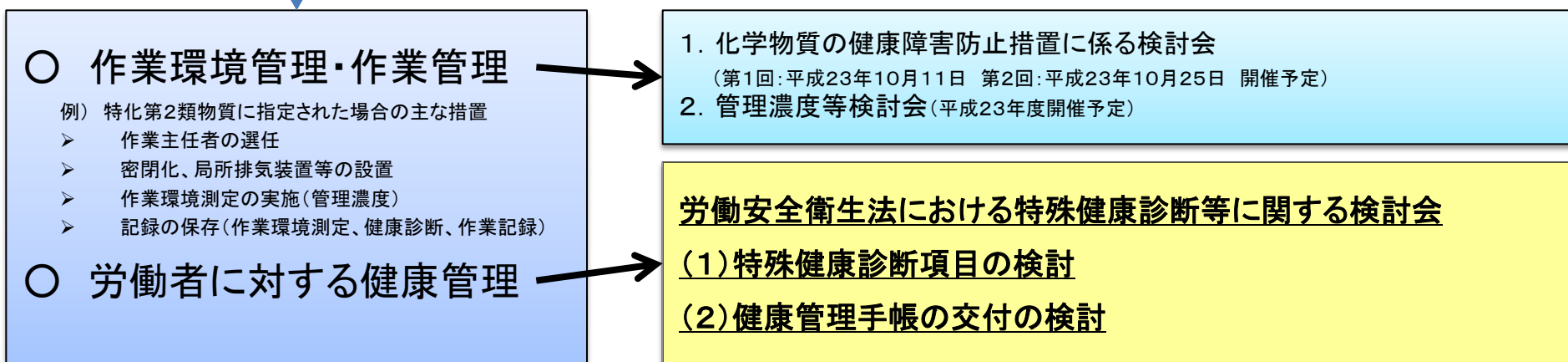


化学物質に係るリスク評価の結果、措置がなされるまで

【化学物質の取り扱い状況の把握】



【措置の検討】



1. 職場における化学物質のリスク評価

➤ 制度の導入経緯

厚生労働省では職場で労働者がさらされている有害な化学物質の有害性とばく露の可能性を考慮して化学物質を管理するため、2006年1月にリスク評価制度を開始。

➤ リスク評価の目的

リスク評価の目的は、発がん等ヒトに重篤な健康障害を引き起こすことが指摘されている化学物質のリスク評価を行い、この結果を基にリスクが高いと評価された当該化学物質の製造・取扱いに対し、法令による規制又は行政指導を行うことである。

➤ リスク評価の実績

2006年1月以降、厚生労働省は約100物質のリスク評価に着手し、うち45物質についてリスク評価を終了。年次別リスク評価終了物質数は以下の通り。

— 2006年：5、2007年：10、2008年：13、2009年：9、2010年：8

(参考)健康障害防止措置の導入状況

- 平成19年12月改正
ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン及び硫酸ジエチルの規制措置の強化
- 平成20年11月改正
ニッケル化合物、砒素及びその化合物の規制措置の強化
- 平成23年1月改正
酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、1,4-ジクロロ-2-ブテン及び1,3-プロパンスルトンの規制措置の強化

主要な措置

- ・ 容器等への表示
- ・ 発散抑制措置等
- ・ 漏えい防止のための措置等
- ・ 作業主任者
- ・ 作業環境測定
- ・ 健康診断
- ・ その他の措置

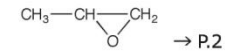
特定化学物質障害予防規則等が改正されました

以下の4物質について
健康障害防止措置が義務づけられます

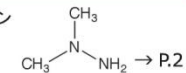
- ◆ 酸化プロピレン
- ◆ 1,1-ジメチルヒドラジン
- ◆ 1,4-ジクロロ-2-ブテン
- ◆ 1,3-プロパンスルトン

改正政省令・告示は、平成23年4月1日から施行・適用され、一部に経過措置(猶予期間)が設けられています。

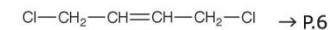
酸化プロピレン



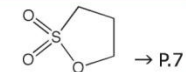
1,1-ジメチルヒドラジン



1,4-ジクロロ-2-ブテン



1,3-プロパンスルトン



厚生労働省では、化学物質について、平成18年1月に創設した有害物ばく露作業報告制度を基にばく露実態調査を行っており、ばく露評価と有害性評価によりリスク評価を実施し、リスクが高いと判断された場合には、必要な規制を実施しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2 リスク評価、リスク管理の措置の検討体制

- リスク評価対象物質の選定方針の明確化
- リスク評価、健康障害防止措置の検討プロセスの透明化
- リスク評価(科学ベース)と措置の検討(政策ベース)の分離

化学物質のリスク評価に係る企画検討会

任務: 評価方針の検討、評価対象物質の選定、評価情報の周知・徹底等

構成: 学識経験者6名、企業代表1名、労働者代表1名

化学物質のリスク評価検討会

有害性評価小検討会

任務: 有害性評価

構成: 学識者6名(毒性2名、代謝1名、病理1名、公衆衛生2名)

ばく露評価小検討会

任務: 測定方法の検討、ばく露評価

構成: 学識者6名(作業環境2名、毒性1名、評価モデル1名、環境リスク1名)

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

任務: 健康障害防止措置の検討

構成: 学識経験者6名(作業環境4名、公衆衛生1名、保護具1名)、企業代表1名

➤ リスク評価制度の概要

○ 2006年1月有害物ばく露作業報告制度を創設

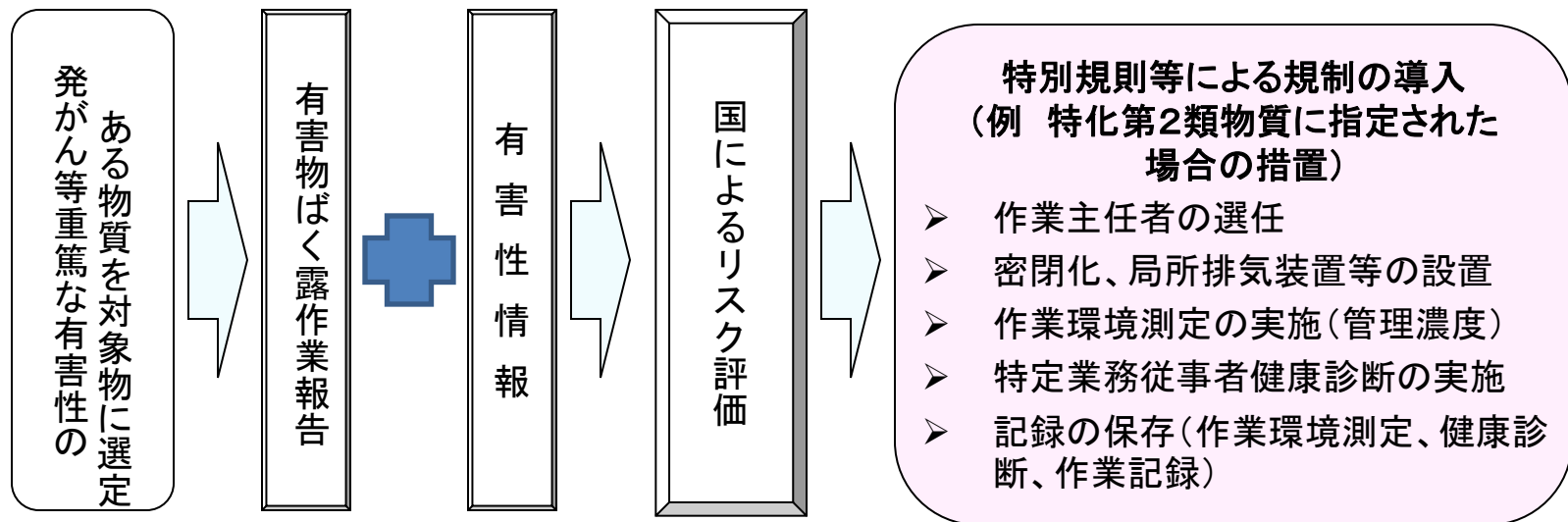
厚生労働省は2006年1月に有害物ばく露作業報告制度を開始した。対象となる化学物質を年間500kg以上製造し、又は取扱った事業者が作業に関する報告を提出することを義務化。

○ 化学物質の有害性情報及びばく露情報をもとに、リスクを評価を実施

厚生労働省は対象となる化学物質の有害性情報を収集するとともに、有害物ばく露作業報告のあった事業場の一部に対し作業実態調査を実施。

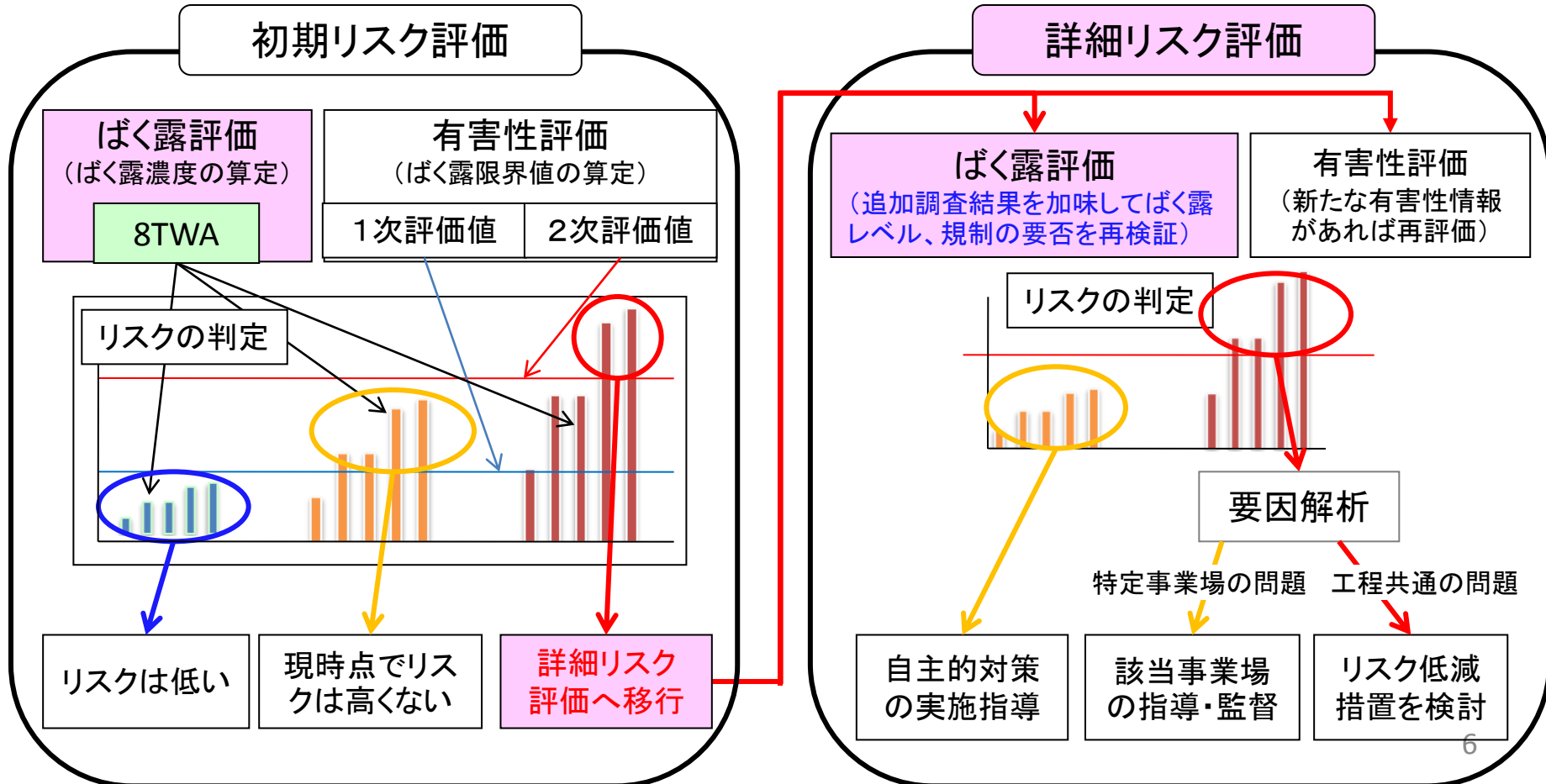
○ リスクが高いものについて、必要な規制を実施

厚生労働省はリスク評価の検討会を設置し、有害性及びばく露情報をもとにリスク評価を行い、この結果リスクが高いと判断された場合に、法令による規制や行政指導を実施。



国のリスク評価のスキーム

- 国のリスク評価では、2段階のスキームを採用。初期リスク評価においては、**詳細リスク評価の方針**（調査対象・内容）を策定。当該方針を踏まえ、追加調査を実施。
- 追加調査では、**ばく露の高かった作業**、**リスクが無視できる作業**等を対象に調査を行い、作業毎にばく露レベル、規制の要否を再検証。



(参考) 評価値とは？

評価値は、労働者が勤労生涯を通じて毎日当該物質にばく露した場合の健康リスクを、ばく露濃度との対比で判断するための基準値。評価値には、一次評価値と二次評価値がある。

➤ 一次評価値

労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合に、当該ばく露に起因して1万人に1人の割合でがんが発生するであろうと推測される濃度又は動物実験で求めた発がん性に係るNOAEL(最大無毒性量)等から求める評価レベルをいう。

➤ 二次評価値

労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度

つづき

➤ ばく露評価

(1) ばく露状況の把握

リスク評価対象物質について、有害物ばく露作業報告からばく露によるリスクが高いと推定される作業を把握し、対象事業場を選定してばく露の状況等について調査。

(2) 測定等の実施

選定した事業場において、ばく露作業に関して次の事項について調査を行う。

- ・ 個人ばく露測定の実施
- ・ 作業環境測定、スポット測定の実施
- ・ 作業態様、作業時間、換気設備等の関連情報の把握

(3) 濃度値の算定

ばく露濃度値(TWA)の算定を行う。

[ばく露評価の流れ]

